

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

※ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の条文を基に構成。

「従」：従うべき基準 「参」：参考すべき基準

項目	国基準 要約	従・参 の別
最低基準の目的	市町村が条例で定める基準（最低基準）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参
最低基準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長は、その管理に属する児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対して、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</li> <li>・市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</li> </ul>	参
最低基準と放課後児童健全育成事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</li> <li>・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</li> </ul>	参
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により雇用家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、子どもの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって子どもの健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</li> <li>・子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</li> <li>・地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</li> <li>・事業所の構造設備は、採光、換気等子どもの保健衛生及び子どもに対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</li> </ul>	参

項目	国基準 要約	従・参 の別
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</li> </ul>	参
職員の一般的要件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。	参
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</li> <li>・専用区画児童1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上</li> <li>・専用区画並びに設備及び備品等は開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない（利用者の支援に支障がない場合を除く。）</li> <li>・専用区画並びに設備及び備品等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</li> </ul>	参
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</li> <li>・放課後児童支援員支援の単位ごとに2人以上（1人を除き補助員をもって代替可）</li> <li>・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</li> </ul> <p>※経過措置により、平成32年3月31日までに終了予定の者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士の資格を有する者</li> <li>○社会福祉士の資格を有する者</li> <li>○高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>○教員免許を有する者</li> <li>○大学等において、一定の学科を修めて卒業した者等</li> <li>○高等学校卒業者等で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</li> <li>・支援の単位は、同時に1又は複数の子どもに対して一体的に行われるものをいい、1支援単位の子どもの数は、おおむね40人以下とする。</li> <li>・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、子どもが20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の子どもの支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> </ul>	従 下線部のみ参

項目	国基準 要約	従・参 の別
子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参
虐待等の禁止	職員は、子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>・事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</li> </ul>	参
運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>○事業の目的及び運営の方針○職員の職種、員数及び職務の内容○開所している日及び時間○支援の内容及び当該支援の提供につき保護者が支払うべき額○利用定員○通常の事業の実施地域○事業の利用に当たっての留意事項○緊急時等における対応方法○非常災害対策○虐待の防止のための措置に関する事項○その他運営に関する重要事項</p>	参
帳簿の整備	職員、財産、収支及び子どもの処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	参
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・苦情に関して、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</li> <li>・社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。</li> </ul>	参
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所する時間は、次に定める時間以上を原則として、その地方における保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</li> <li>○小学校の授業の休業日1日につき8時間 午前8時から午後7時までの時間</li> <li>○小学校の授業の休業日以外の日1日につき3時間 小学校の授業の終了の時刻から午後7時までの時間</li> <li>・開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地方における保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</li> </ul>	参

項目	国基準 要約	従・参 の別
保護者との連絡	常に保護者と密接な連絡をとり、子どもの健康及び行動を説明とともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参
関係機関との連携	市町村、児童福祉施設、子どもの通学する小学校等関係機関と密接に連携して子どもの支援に当たらなければならない。	参
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・子どもに対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	参